

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱い

日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

第1 算定人員の変更内容

一戸建て住宅（専用住宅に限り、二世帯住宅を除く。以下「住宅」という。）の浄化槽の処理対象人員について、第2に掲げる条件に適合する場合は、5人とすることができる。

第2 適用条件

以下のすべての条件に適合すること。

- 1 台所及び浴室がそれぞれ1箇所以内であること。
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- 3 使用水量の見込みが1日あたり1,000リットル以下であること。
- 4 住宅の延べ面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積）が200㎡以内であること。

第3 書類の提出

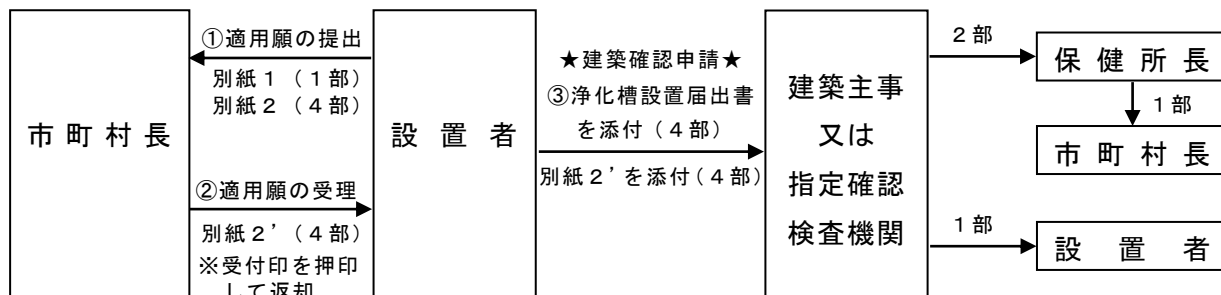
- 1 設置者は（別紙1）に（別紙2）を添えて市町村長に提出する。市町村長は（別紙2）の内容で支障ない場合は受付印を押印して返却する。これを（別紙2'）とする。設置者は、浄化槽設置届出書に（別紙2'）を添付して、関係機関へ提出する。
- 2 設置者が市町村長である場合、市町村長は浄化槽設置届出書に（別紙3）を添付して、関係機関へ提出する。

第4 適用日

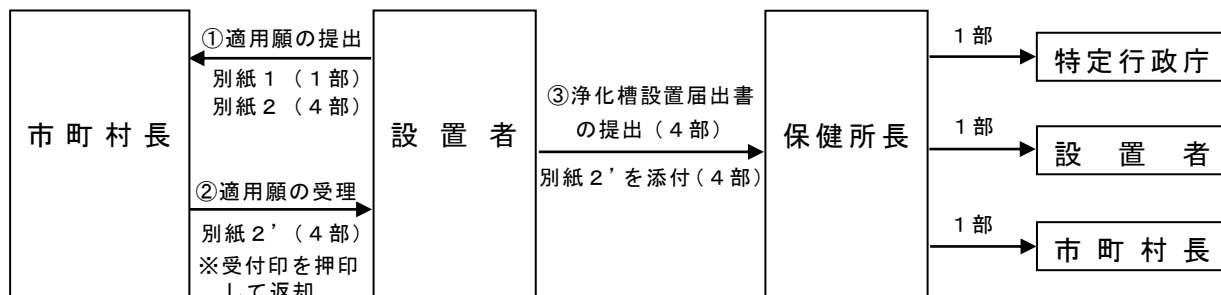
本取扱いは、平成23年6月1日から適用する。

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置 手続きのながれ

1 建築確認：【要】



2 建築確認：【不要】



(別紙 1)

平成 年 月 日

宇城市長 様

浄化槽設置者 住 所
氏 名

印

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願いの提出について

このことについて、下記の住宅に浄化槽を設置するにあたり、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 設置場所		
2 建築物の工事種別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 なし(既存) ・ その他 ()	
3 住宅の延べ面積※ 1 ($\leq 200 \text{ m}^2$)	m^2	
4 台所数 (≤ 1 箇所) 浴室数 (≤ 1 箇所)	台所数 = 浴室数 =	箇所 箇所
5 居住人員 ※ 2 (≤ 5 人)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み※ 3 ($\leq 1,000 \text{ L}/\text{戸} \cdot \text{日}$)	リットル/戸・日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5 人	

- ※ 1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。
- ※ 2 住民票の写しを添付してください。新築の場合等でやむを得ず住民票の写しが添付できない場合は、居住予定者の一覧を添付してください。
- ※ 3 現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、できるだけ正確な使用水量見込みを記入してください。

(別紙 2)

平成 年 月 日

各関係機関の長 様

浄化槽設置者 住 所
氏 名

㊞

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき7人槽が必要となりますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添いませんので、ただし書の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、設置者自らの責任において対応することを確認します。

記

1 設置場所		
2 建築物の工事種別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 なし（既存）・ その他（ ）	
3 住宅の延べ面積※1 ($\leq 200\text{ m}^2$)	m^2	
4 台所数 (≤ 1 箇所) 浴室数 (≤ 1 箇所)	台所数 = 浴室数 =	箇所 箇所
5 居住人員 (≤ 5 人)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み ($\leq 1,000\text{ リットル} / \text{戸} \cdot \text{日}$)	リットル / 戸・日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5 人	

※1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。
(備考)

- ・保健所管轄区域内（権限移譲未済み）は4部
- ・~~市町村管轄区域内（権限移譲済み）は3部~~

※市町村受付欄

--

保 健 所 用

市町村名		登録番号 No.					
浄化槽設置届出書 平成 年 月 日 熊 本 県 知 事 様 設置者の住所 〒 (〒) 氏 名 (姓・名・姓・名・姓・名・姓・名) TEL (自 宅) 印 (蓋 印) 浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。				地域振興局土木部受付印		保健所受付印	
1 設置場所		住 所 (〒) 氏名 (名称) TEL		11 付近の見取図 (方位・目標物を明示)			
2 種 類		① 国土交通大臣形式適合認定浄化槽 ② その他 型 式 () メーカー名 () 認定番号 ()					
3 建築物の用途		住宅		延 べ 面 積		160 m ²	
4 処理対象人員		5 人		使用予定人員		2 人	
5 算 定 根 拠		ただし書の適用により 5 人					
6 処 理 能 力		イ 日平均汚水量		m ³ /日			
		ロ 生物化学的酸素要求量の除去率		%			
		ハ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/l			
7 放 流 先 又 は 放 流 方 法		①側溝 ②河川 ③水路 ④海城 ⑤その他 ()		12 保守点検を行う予定の浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号		氏名又は名称 登録番号 TEL 印	
8 工事予定業者		住所 氏名又は名称 登録番号 (届出番号)		13 清掃を行う予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称		氏名又は名称 TEL 印	
9 着工予定		平成 年 月 日		誓 約 書 平成 年 月 日 熊 本 県 知 事 様 設置者の住所 氏名 (姓・名・姓・名・姓・名・姓・名) 印 私が浄化槽を設置するに当たり、下記のことを誓約します。 記 1 放流水等による紛争が生じたり、苦情があった場合には、私の責任において当該者間で解決します。 2 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守し、保守点検、清掃については、浄化槽法第4条第7項及び第8項の規定に基づく保守点検及び清掃の技術上の基準に従います。 3 浄化槽の清掃は年1回以上、保守点検は厚生省令で定められた回数以上を必ず実施します。 4 放流水の消毒については、消毒剤が不足しないよう定期的に補てんします。 5 浄化槽の使用開始3か月後の浄化槽法第7条に基づく法定検査(水質検査等)及び毎年1回の浄化槽法第11条に基づく法定検査(定期検査)を必ず受けます。 6 上記のほか関係法規を遵守します。			
10 使用開始予定		平成 年 月 日					
14 特記事項							
行政庁記入欄							
決 裁 欄							

(添付書類) 1 浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく法定検査依頼書
2 配置図 (建築物及び浄化槽の位置並びに排水系統を明示したもの。) 浄化槽法第7条・第11条検査依頼確認
3 建築物の各階平面図
4 浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計算書、仕様書並びに処理工程図

(注 意) 1 2欄及び7欄は該当する事項を○で囲むこと。
2 4欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合に、その使用予定人員を記入すること。
3 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 (日本工業規格A4)